

施設使用料減免の取り扱いについて（令和3年5月12日～9月30日まで）

「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン（十八訂版）」に基づき、施設利用が再開される令和3年5月12日以降のホール・展示ホールの施設利用に係る本減免の取扱いは以下のとおりとします。

【催物開催の目安】

(A) 大声での歓声、声援等が想定されないもの

収容基準：収容定員の100%以内

(B) 大声での歓声、声援等が想定されるもの

収容基準：収容定員の50%以内※

※異なるグループ間では座席間隔を1席設け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容定員の50%を超えることがある。

【施設利用に係る使用料減免の取り扱い】

従前より、定員の半数以下の人数での施設利用に対し減免を行っていましたが、令和3年5月12日以降につきましても、定員の半数以下の人数で施設利用する場合は減免対象となります。

加えて、9月30日までの施設利用にあたっては、収容定員の50%以内を基本とし、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けないことによって収容定員の50%を超えた場合についても、減免対象とします（減免申請時に、そのような収容方法で施設を利用する旨を申告してください）。

※大声での歓声、声援等が想定されない催物であっても、上記に該当する場合には減免の対象となります。すなわち、(A)及び(B)どちらの催物であっても、同様の取り扱いとなります。